

地域森林計画変更計画（案） の概要

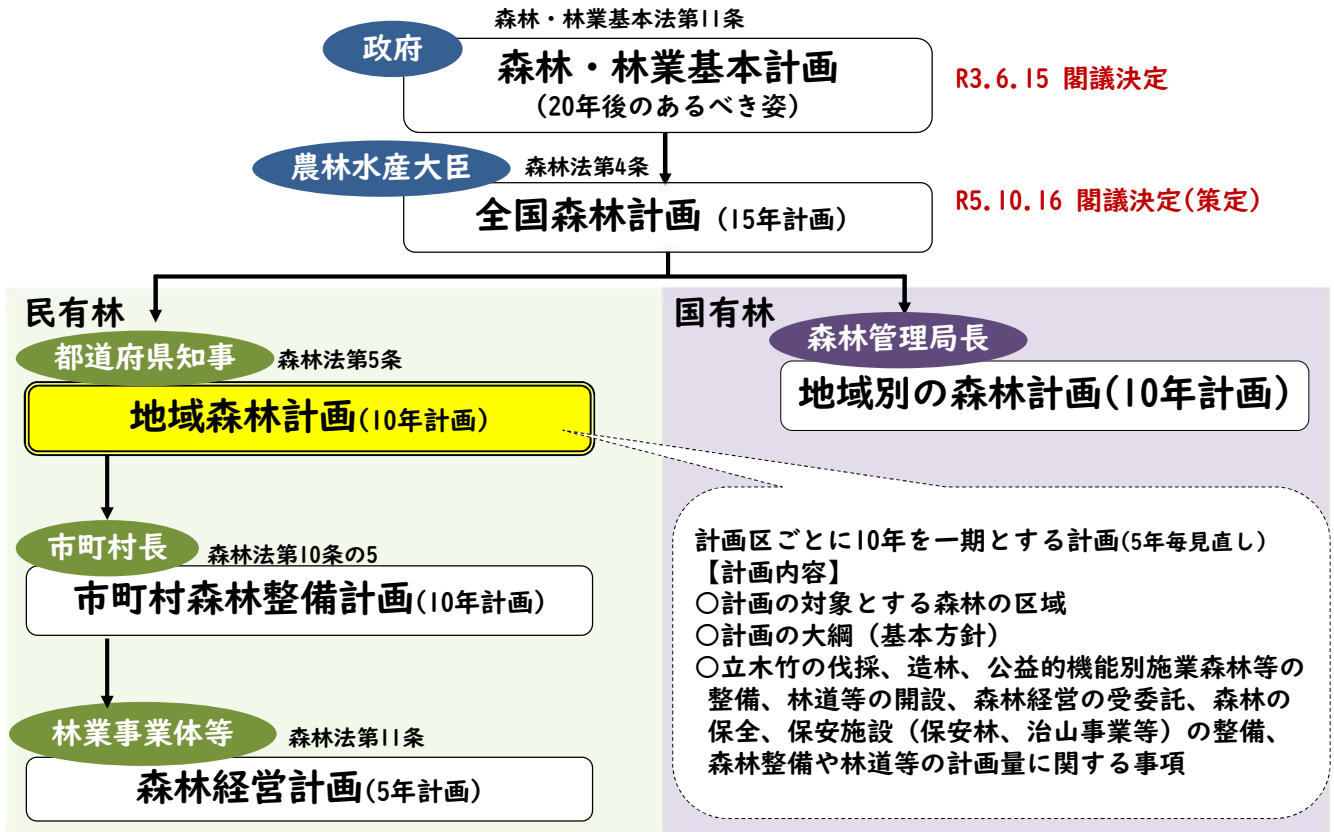
令和5年12月

佐賀県 農林水産部 森林整備課

目 次

- 1 森林計画制度の概要
- 2 全国森林計画の主な改正点
- 3 地域森林計画の変更内容

森林計画制度の体系



樹立計画

全国森林計画・地域森林計画・市町村森林整備計画

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
全国森林計画					樹立	前期 (R6~R10)					中期 (R11~R15)			後期 (R16~)			
佐賀東部			森林計画 (県・市町 10か年計画)			前期 (R3~R7)			後期 (R8~R12)								
		樹立	変更	変更	変更	R5.10 全国森林計画の樹立に伴う一斉変更											
佐賀西部					樹立	前期 (R5~R9)				後期 (R10~R14)							

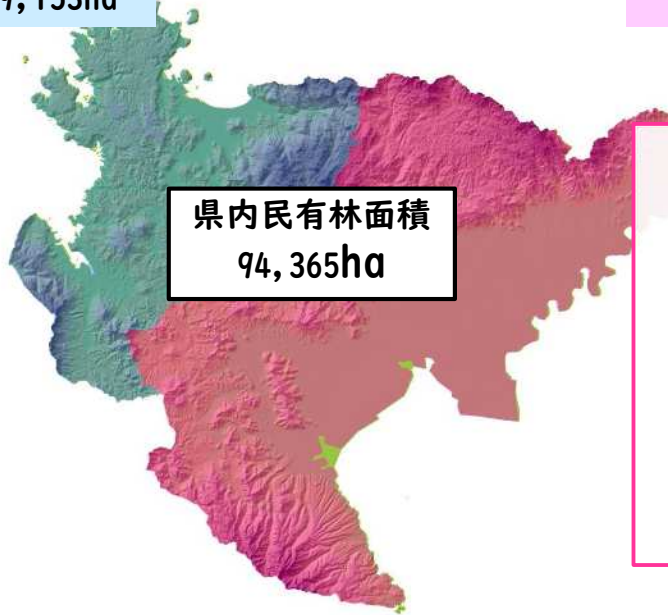
計画の対象とする森林の区域

佐賀西部地域森林計画
(R5.4.1～R15.3.31)
民有林面積：39,153ha

佐賀東部地域森林計画
(R3.4.1～R13.3.31)
民有林面積：55,212ha

4 市町

- ・唐津市
- ・伊万里市
- ・玄海町
- ・有田町



16 市町

- ・佐賀市
- ・鳥栖市
- ・多久市
- ・武雄市
- ・鹿島市
- ・小城市
- ・嬉野市
- ・神埼市
- ・吉野ヶ里町
- ・基山町
- ・みやき町
- ・上峰町
- ・大町町
- ・江北町
- ・白石町
- ・太良町

地域森林計画に記載されていること（計画書の構成）

I 計画の大綱

- ・森林計画区の概況
(自然的・社会的背景、森林・林業の概要)
- ・前計画の実行結果の概要及びその評価
- ・計画樹立に当たっての基本的な考え方

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

第3 森林の整備に関する事項

- ・森林の立木竹の伐採
- ・造林
- ・間伐及び保育
- ・公益的機能別施業森林等
- ・林道等の開設等
- ・森林経営の受委託等

※朱書き：今回変更する箇所

地域森林計画に記載されていること（計画書の構成）

（続き）

第4 森林の保全に関する事項

- ・ **森林の保全**
- ・ 保安施設（治山事業）
- ・ 鳥獣害及び森林病虫害対策

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

第6 計画量等

- ・ 間伐立木材積等
- ・ 造林面積
- ・ 保安林の整備
- ・ 間伐面積
- ・ 林道の開設及び拡張
- ・ **治山事業等**

第7 その他必要な事項

※朱書き：今回変更する箇所

佐賀県農林水産部森林整備課 7

2 全国森林計画の主な改正点

全国森林計画の策定概要

全国森林計画の趣旨

- ・ 全国森林計画は、農林水産大臣が森林法第4条の規定に基づき、森林・林業基本計画に即して、5年ごと15年を1期としてたてる計画。（R6.4.1～R21.3.31）
- ・ 都道府県知事がたてる地域森林計画等の指針として、森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積や造林面積等の計画量、施業の基準等を示すもの。

全国森林計画の概要

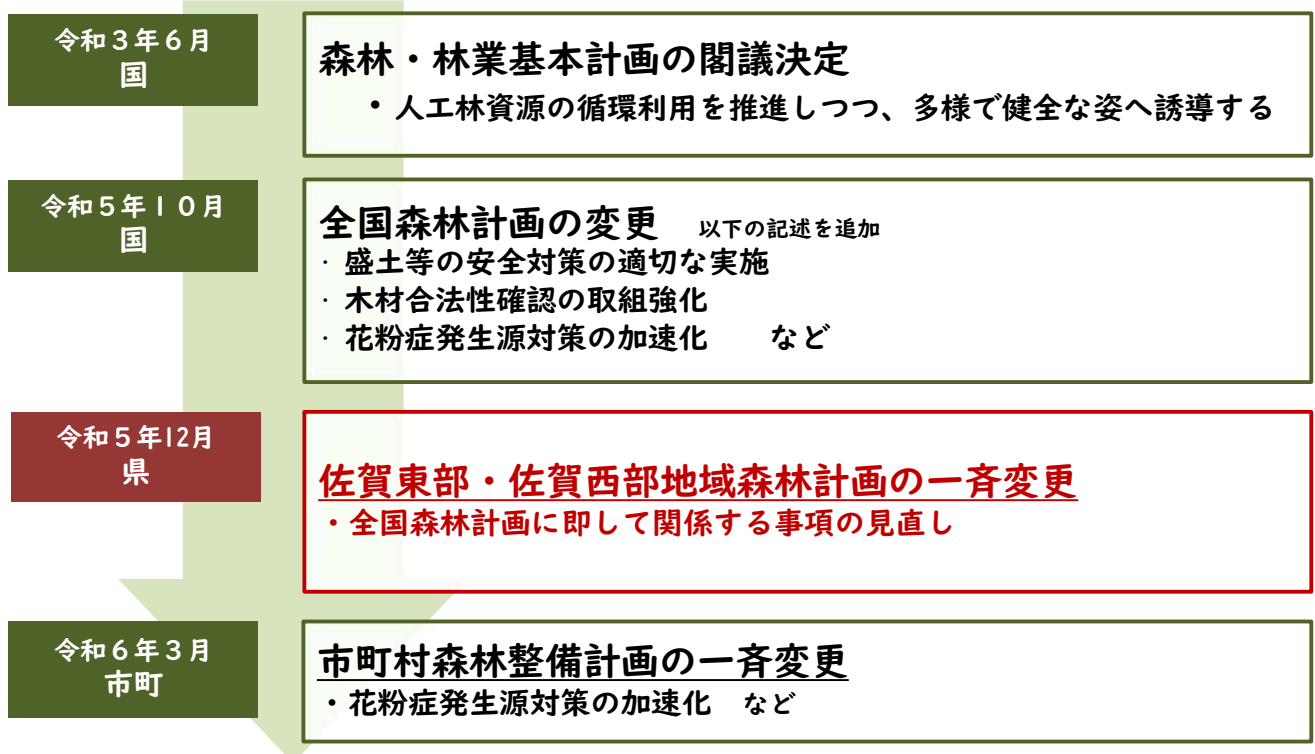
情勢の変化や新たな施策導入を踏まえて、以下の事項を追加

- ・ 盛土等の安全対策の適切な実施
- ・ 木材合法性確認の取組強化
- ・ 花粉症発生源対策の加速化
- ・ 林業労働力の確保の促進
- ・ 高度な森林資源情報の整備・活用



地域森林計画の見直し

一斉変更の流れ



佐賀県農林水産部森林整備課 9

地域森林計画の変更内容

花粉症発生源対策の加速化をする旨、文言を追記。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(2) 森林の整備及び保全の基本指針

- ・ 生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化にも配慮する。また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。

地域森林計画の変更内容

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急と言った自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに、花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採を促進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて、森林の有する多面的機能の維持増進に配慮して行うこととし、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮することとする。

また、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

地域森林計画の変更内容

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。

また、更新に当たっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（サガンスギ等）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに木材需要にも配慮した樹種を選定することとし、木材生産等を念頭に置き、成長に優れ、強度を有し、花粉が少ないサガンスギ等（次世代スギ精英樹）やヒノキ等針葉樹を植栽する。

なお、サガンスギをはじめとした、成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木の増加に努める。

地域森林計画の変更内容

・高度な森林資源情報の整備・活用を図る旨の文言追加

第3 森林の整備に関する事項

森林施業の合理化については、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザー測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めるとともに、流域内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

・林業労働力の確保の推進を図る旨の文言追加

第3 森林の整備に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、さが林業アカデミーで学ぶ若者等や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野拡大、女性等の活躍・定着等に取り組む。また、林業事業体の体質強化により作業中断時の就労に必要な施設の整備、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険制度及び退職金共済制度等への加入や通年雇用化を促進し、就労条件の改善を図るとともに、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善を図る。

地域森林計画の変更内容

・木材合法性確認の取組強化を図る旨の文言追加

第3 森林の整備に関する事項 ※佐賀東部地域森林計画

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通の合理化

流域を単位として計画的な木材生産を推進し、伐出の共同化の促進等により出材ロットの拡大を図るとともに、事業者が取り扱う木材は合法伐採木材等となるよう取組を強化する。

また、原木市場の土場の拡張等施設整備及び山土場や中間土場から供給先への直送を行うことによる木材流通の合理化に努め、集成材工場やバイオマス発電施設へ木材を供給する流通体制の整備についても促進するものとする。

イ 木材加工の合理化

地域材の加工の低コスト化、高付加価値化を図るため、高性能機械の導入による製材工場等の近代化や高次加工工場の導入等に努めるものとする。また、既存の量産工場及び高次加工工場等との連携による、地域集積のメリットを生かすため、木材加工体制の再編整備に努めるものとする。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、地域材の産地形成の推進などについて地域の林業関係者等の合意形成に努めるものとする。

地域森林計画の変更内容

・木材合法性確認の取組強化を図る旨の文言追加

第3 森林の整備に関する事項 ※佐賀西部地域森林計画

- (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
- ア 木材流通の合理化
流域を単位として計画的な木材生産を推進し、伐出の共同化の促進等により出材ロットの拡大を図るとともに、事業者が取り扱う木材は合法伐採木材等となるよう取組を強化する。
また、大径木製材工場、集成材工場、バイオマス発電施設へ木材を供給する流通体制の整備について促進するものとする。
- イ 木材加工の合理化
地域材の加工の低コスト化、高付加価値化を図るため、高性能機械の導入による製材工場等の近代化や高次加工工場の導入等に努めるものとする。また、建築物の木造・木質化により、建築資材として需要の増加が見込まれることから製材品の量産に努めるものとする。
- ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成
民有林及び国有林を通じ、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、地域材の産地形成の推進などについて地域の林業関係者等の合意形成に努めるものとする。

地域森林計画の変更内容

盛土等の安全対策の適切な実施について文言追加

第4 森林の保全に関する事項

- 特に、太陽光発電施設の設置にあたっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取り組みの実施等に配慮するものとする。
- 加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規正法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用するものとする。

地域森林計画の変更内容

山地災害の激甚化・頻発化を踏まえ、国土強靱化5カ年加速化対策に基づき、森林整備・治山対策を推進

第6 計画量等

【佐賀東部地域森林計画】

(単位：地区)

市 町	森 林 の 所 在		地区数	主な工程
	旧市町村	区 域 字		
鳥栖市		鬼迫、朝日、河内、若林、杓子、谷口、堂ノ本、 <u>神辺、鶴</u>	9	溪間工、山腹工、本数調整伐
基山町		白木谷、丸林、坊住、小松、吉ヶ谷、向江、辰石、 <u>中山</u>	8	<u>溪間工、山腹工</u>
佐賀市	大和町	西野、男女山、仏坂、一本杉、熊ノ峰、 出手の原、渡都城、平原、小松尾、 西名尾、苔谷、七本柳、 <u>小川</u>	13	溪間工、山腹工、本数調整伐
	富士町	雨降、永瀬、合瀬、上の山、一本松、山口、本村、大野、小平、南尾、野峠、天水、大河内、大前田、井出口、猪喰、植木、一本黒木、中ノ原、貝野、溜山、中岳、神田、大佐古、上浦、大野原、立石、 <u>桜、山頭、葛尾、川原、丸掛、山端、西ノ谷、三本松</u>	35	溪間工、山腹工、本数調整伐
多久市		袴古場、灰の元、中野、菅蓋、山頭、荒平、相ノ浦、仏防、廣平、宇土、仁田尾、遠見山、碓、内浦、松ヶ浦、北野、後野、田柄、岡、別野、岸川、西岳、袖山、反田、下古場、申ヶ峰、花祭、すすか山、小谷、後久保、八久保、 <u>横柴折、高木川内、茶園、桐野、多久原</u>	36	溪間工、山腹工、本数調整伐
小城市	小城市	散四本、宮ノ尾、荒谷、桑嶋、江里山、新谷、天道、米尾、大久保、向、二本柳池、川内、観音古賀、宮の後、蛇谷、清水、山伏谷、大久保、寒気、平床、北山、 <u>権現、石体、谷</u>	24	溪間工、山腹工、本数調整伐
神埼市	脊振村	平野、鼻倒、井手平、広瀬西、一谷、 東鹿路、古賀ノ尾、西小松原、一番ヶ瀬、島倒、葉山、 <u>戸田、川頭、大峠、草宮</u>	15	溪間工、山腹工、本数調整伐
吉野ヶ里町	東脊振村	一本杉、折敷野、上三津、永坂、 屋敷原、戦場、上坂本、 <u>西一本杉、山田、竜拝</u>	10	溪間工、山腹工、本数調整伐

佐賀県農林水産部森林整備課 17

地域森林計画の変更内容

【佐賀東部地域森林計画】

武雄市	武雄市	黒岩、檜崎、柿田代、小谷、馬ノ谷、御船山、姥子原、池ノ平、菅牟田、小田志、永野、片白、小川、小路、 <u>赤穂山、鳴瀬、東百木、山口、水上、大峠新聞、鐘突谷、内ノ子</u>	22	溪間工、山腹工、本数調整伐
	山内町	黒髪岳、川内、蓮和、中郷、芳矢、 小路、荻原、 <u>岡方</u>	8	溪間工、山腹工、本数調整伐
	北方町	上大峠、具良木、莉谷、大平、原田、 医王寺、中峠、 <u>小原、東飯盛、山東</u>	10	溪間工、山腹工、本数調整伐
江北町		一本松、一本杉、直塚、土元、新山、 <u>山口</u>	6	溪間工、山腹工、本数調整伐
大町町		杉谷、弥護原、弁天籠、 <u>千場</u>	4	溪間工、山腹工、本数調整伐
鹿島市		野口、上古枝、奥山、浅浦、大木庭、 野方、三嶽、横嶽、浄土、地藏、 赤岩、平谷、四方坂、 <u>清地庵、勘場、一本松、高仙寺、羊鹿</u>	18	溪間工、山腹工、本数調整伐
嬉野市	塩田町	永谷、殿ノ木庭、大山谷、鍋野、 畦川内、五町田、 <u>丸林、城山、山ノ神</u>	9	溪間工、山腹工、本数調整伐
	嬉野町	一本杉一、井手口、加杭、岩ノ下、小杭、宇坪、川棚越、両岩、中不動、寺辺田、平重、田手ノ坂、春日、赤瀬、内野山、四屋谷、平野、不動山、七ツ川内、広川原、小松原、祇園、 <u>横鹿倉、原口、大谷原、上西川内、十郎丸、大黒</u>	28	溪間工、山腹工、本数調整伐
太良町		多良岳、大川内、大平、古賀倉、 金目、蕪田、角の内、船倉、 <u>横川</u>	9	溪間工、山腹工、本数調整伐
		その他市町	22	
合 計			286	

佐賀県農林水産部森林整備課 18

地域森林計画の変更内容

【佐賀西部地域森林計画】

(単位：地区)

森 林 の 所 在			地区数	主な工種
市町村	区 域			
	旧市町村	字		
唐津市	浜玉町	大妙、横田上、 <u>大迫</u>	3	溪間工、山腹工、本数調整伐
	七山村	山影、蟹川、滝川、桑原、久保、岩屋ノ下、ユスノキ、境野、藪田、エナギ、本山、五間岩、仁部、 <u>大屋敷、山田、山口</u>	16	溪間工、山腹工、本数調整伐
	相知町	五郎谷、藤原、東藤野、太良、滝ノ元、杉野、楠、萩平、庵の谷、湯屋、 <u>白岩、尾部田</u>	12	溪間工、山腹工、本数調整伐
伊万里市		岩谷、東田代、立石、佐屋、丹花、五本柳、松原、瑞泉寺、黒尾岳、浪瀬峠、牟田良、屋敷野、長原、川原、深川内、 <u>立川、十夜川内、峰、乙女、大久保、東下浦丸、山崎古場、竹ノ古場、烏帽子</u>	24	溪間工、山腹工、本数調整伐
有田町	有田町	赤絵、戸杓、猪の子谷、南山、下南川良山、大樽、穂波ノ尾、大野、岩崎、稗古場、中樽、 <u>白川</u>	12	溪間工、山腹工、本数調整伐
	西有田町	唐船山、開田、山谷牧、広瀬山、山下、 <u>勝負、天導寺、広瀬、上本村</u>	9	溪間工、山腹工、本数調整伐
その他市町			28	
合 計			104	



溪間工



山腹工



本数調整伐